

函館市宿泊税条例について

1 趣旨および内容

観光資源の魅力の向上および発信，旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため，函館市内の宿泊者に対して宿泊税を課すこととし，令和7年3月14日，市議会定例会で可決・成立しました。

項目	内 容
納税義務者等	函館市内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテルおよび簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税免除	次に掲げる者に対しては，宿泊税を課さない。 ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が行う当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る）に参加している幼児，児童，生徒，学生および引率者 ・認定こども園，保育所，家庭的保育事業等を行う施設等が行う当該施設の行事に参加する満3歳以上の幼児および引率者
税 率	1人1泊について，次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・2万円未満 100円 (200円) ・2万円以上5万円未満 200円 (400円) ・5万円以上10万円未満 500円 (1,000円) ・10万円以上 2,000円 (2,500円) ※ () 内は北海道の宿泊税を合算した税率
徴収の方法	宿泊施設において旅館業または住宅宿泊事業を営む者を特別徴収義務者とする特別徴収方式
申告納入の手續	特別徴収義務者は，6月，9月，12月および3月の各月末日までに，各月の前3月の間に徴収すべき宿泊税について申告・納入する。
帳簿の記載義務	特別徴収義務者に，帳簿を備え，必要事項を記載し，5年間保存する義務および売上伝票その他の書類を作成し，2年間保存する義務を課し，違反した場合は1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。
条例の見直し	施行後5年ごとに，条例の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案し，制度について検討を加え，必要な措置を講ずる。
その他必要事項	函館市内における宿泊に対し，北海道が宿泊税を課す場合，北海道の宿泊税の賦課徴収については，函館市の宿泊税の賦課徴収と併せて行う。(道税分を代理徴収)

2 施行期日 北海道が想定する課税開始日の令和8年4月1日を予定

3 宿泊税を充当する観光振興施策について

【使途に関する基本的な考え方】		持続的な観光地づくりに資する新規施策および拡充事業に使用
区分	使途の考え方 (観光基本計画)	使途のイメージ
誘客による観光業の活性化	観光プロモーションを強化するほか、観光消費額を増大させる取組に使用	・MICE誘致強化，道外他地域との周遊連携 ・消費単価の高い訪日外国人観光客の誘客 など
観光客への質の高い観光の提供	観光を通じて函館が潤う地域づくりを進めるため、函館観光の価値を高め、観光客に満足いただける良質な観光を提供する取組に使用	・デジタル技術を活用した観光利便性の向上 ・観光資源の魅力向上，周辺地域の環境整備 ・観光，宿泊施設等のDX支援 ・ユニバーサルツーリズムへの取組，支援 ・食や文化などの多様性への対応 ・縄文遺跡群の施設充実，利用促進 ・観光施設等の混雑対策 ・駅，空港からの2次交通強化 ・災害時の観光客安全対策 など
冬季観光の魅力向上	安定的な観光地経営のため，下半期の観光需要を喚起し，繁閑差を是正する取組に使用	・冬季における ①誘客強化 ②新規イベント開催，拡充 ③コンテンツ創造，充実 など
人材育成	函館観光を盛り上げる人を増やし，観光への市民理解を促進する取組に使用	・観光関連産業の認知度向上，就職環境づくり ・観光業界における将来の担い手育成，確保 ・市民も含めた観光客へのおもてなしの向上 など

4 周知広報方針について

- ①市HPおよび公式観光サイト「はこぶら」で宿泊税条例成立について掲載
- ②市内全宿泊施設へ宿泊税条例成立をお知らせするほか、宿泊施設に配布するポスター・チラシ等の必要枚数を照会
- ③（総務大臣同意後）市内全宿泊施設へ課税開始日を通知し、宿泊予約者に向けた説明用フォーマットを配布
- ④宿泊施設や市内交通機関へのポスター等掲出は令和8年4月1日～を予定

	令和7年3月	令和7年4～3月		令和8年4月～
市HP はこぶら		3/14～ 市HP・はこぶら 掲載		
宿泊施設	条例成立案内	課税日 通知	宿泊予約者へ課税予定を案内	
ポスター掲出	枚数照会	6月 補正予算	2～3月 配布	4/1～ ポスター等掲出

5 今後の日程について

- 令和7年 6月 総務大臣同意見込み
 ※同意に係る標準処理期間は、おおむね3か月
- 7月 特別徴収義務者向け税制度説明会
- 8～9月 宿泊税を充当する想定事業を観光関係団体に提示
 意見聴取し、予算編成に反映